

各介護保険施設管理者 } 殿
各介護保険事業所管理者 }

奈良県福祉部長寿社会課長
公 印 省 略

消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

平素より本県の介護保険行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）において発生した火災の事例に鑑み、火災発生時に自力で避難することが困難な方が入所している介護保険施設等における防火安全対策を強化するため、消防法施行令及び消防法施行規則が改正され公布されましたのでお知らせします。

当該改正につきましては、特例又は経過措置の適用がありますので、貴事業所における具体的な基準等につきましては、管轄の消防署等へご相談くださいますようお願いいたします。また、管轄の消防署等より貴事業所に確認等がある場合がありますので、念のために申し添えます。

なお、改正及び特例については、総務省消防庁ホームページ（アドレス <http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/190612-3/190613-3houdou.pdf>）に掲載されていますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

改正の概要

別表第1（六）項口に掲げる施設

老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所 等

別表第1（六）項八に掲げる施設

老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、小規模多機能型居宅介護事業所 等

1. 防火管理者の選任（口に掲げる施設）

収容人員10人以上の場合、消防計画の作成、防火教育・訓練等を行う防火管理者を選任。

（従来：30人以上）

収容人員 = 当該施設に出入・勤務・居住する者の数

2. 消防用設備等の設置（口に掲げる施設）

延べ面積275㎡以上の施設について、スプリンクラー設備の設置。

（延べ面積が275㎡以上で、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの以外）

自動火災報知設備の設置。（従来：延べ面積300㎡以上）

消防機関に火災の発生を通報する火災報知設備の設置。（従来：延べ面積500㎡以上）

消火器の設置。（従来：延べ面積150㎡以上）

3. 施行期日等

平成21年4月1日

（既存施設について、消防用設備等の設置に関する猶予期間3年を設定）

奈良県長寿社会課

施設整備係 0742-27-8534

介護事業係 0742-27-8532